

訴 状

2021年2月18日

山口地方裁判所 御中

原告訴訟代理人 弁護士 内山新吾



〒753-0813 山口市吉敷中東一丁目9番11号

原 告 松 林 俊 治

(送達場所)

〒753-0074 山口市中央四丁目2番4号 弁護士法人山口第一法律事務所

原告訴訟代理人 弁護士 内山新吾

TEL: 083-922-7600

FAX: 083-922-7603

〒753-8501 山口市滝町1番1号

被 告 山口県知事 村岡嗣政

損害賠償請求事件（住民訴訟）

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万3000円

請求の趣旨

- 1 被告は、村岡嗣政に対し、金2090万円及びこれに対する令和2年8月20日から支払済みまで年3分の割合による金員を請求せよ。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

請求の原因

- 1 当事者
原告は、山口県の住民であり、被告は、執行機関としての山口県知事である。
請求の趣旨第1項の村岡嗣政は、「当該職員」としての山口県知事個人である
(以下、「村岡知事」という)。
- 2 違法な契約の締結・履行もしくは公金の支出

(1) 村岡知事は、下記車両(以下、「本件車両」という)について、令和2年4月1日、山口トヨタ自動車株式会社との間で代金2090万円で売買契約(以下、「本件契約」という)を締結し、同月20日に代金支払いをした。(甲2、3)

記

年 式 令和2年

車種名 トヨタセンチュリー(型式: 6AA-UW60-AEXGH)

売買代金額 2090万円(消費税込み)

- (2) 本件契約には、次項に述べる理由により裁量権逸脱濫用の違法があり、契約の締結・履行もしくは公金の支出として違法である。

3 本件車両購入の違法性

本件車両購入は、次の事情を考慮すると、地方自治法1条の2第1項（地方公共団体の役割の基本は「住民の福祉の増進を図ること」にあること）及び2条14項（地方公共団体が事務処理をするに当たっては、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことが求められること）の趣旨に照らして、裁量権逸脱濫用の違法がある。

- (1) 本件車両は、代金約2000万円の最高級車である。
- (2) 本件車両は、皇室ら貴賓を乗せる貴賓車として使用する目的で購入したものである。しかし、宮内庁は、都道府県に対して皇族が乗る車両について、車種の希望を伝えたことはない。
- (3) 貴賓への対応が必要だとしても、より安価な車両を選定するか、レンタルで対応することが可能であった。
- (4) 本件車両については、実質的には、貴賓の利用というより、日常的に、県議会議長、副議長が使用することを想定していた。したがって、貴賓車としての品格までは必要なかった。
- (5) また、すでに貴賓車があり、新車を購入する必要はなかった。
- (6) 他県において、同様な最高級車で対応しているところは、わずかである。
- (7) 県財政は逼迫しており、さまざまな歳出の削減がされているところであり、本件車両購入は、そのような県の方針と明らかに矛盾する。
- (8) ましてや、新型コロナウイルス感染拡大の中で医療や営業など県民のいのちと暮らしが危機的な状況になる中、その感染拡大防止や県民支援のため、県は多大な財政出動を要する状況にあった。

(9) 本件車両購入については、県議会や知事による実質的なチェックが行われないまま、契約とその履行がされている。

4 村岡知事の責任

(1) 村岡知事は、裁量権を逸脱濫用する違法な契約を締結し履行した者であるところ、その違法性を知りもしくは知りうべきであったのにそれを行って本件車両売買代金相当額の損害を負わせたものであるから、山口県に対して、不法行為に基づく損害賠償の責任を負う。

(2) また、村岡知事は、本件売買契約に伴う支出につき、法令上本来的に権限を有する者であり、その違法な支出を阻止すべき指導監督義務を負っていた。これを怠り本件支出を行わせたのであるから、この点でも損害賠償の責任を負う。

5 監査請求

原告は、令和2年11月26日、山口県監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づき、上記の違法な契約の締結・履行もしくは公金の支出につき住民監査請求を行った(同年12月3日受理)。しかしながら、山口県監査委員は、令和3年1月22日、原告に対し、監査請求を棄却する旨の通知をした。(甲1)

6 よって、原告は、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、請求の趣旨記載のとおり、権限の行使を求める。

以上

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

添 付 書 類

訴状副本 1通

証拠説明書 正副各1通

甲号証 正副各1通

訴訟委任状 1通

令和3年()第 号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

原告 松林俊治

被告 山口県知事村岡嗣政

証拠説明書

2021年(令和3年)2月18日

山口地方裁判所 御中

原告訴訟代理人 弁護士 内山新吾

甲第1～7号証について、次のとおり、証拠説明する。

号証	標目(原本・写しの別)	作成年月日 作成者	立証趣旨
1	山口県職員措置請求について(通知)	写し R3.1.22 山口県監査委員二木健治	監査請求が棄却されたこと
2	物品売買契約書	写し R2.4.1 被告及び山口トヨタ自動車株式会社	本件車両の売買契約が締結されたこと、及び、契約内容
3	支出票	写し R2.8.13 山口県会計課	本件車両の代金 2090万円が支払われたこと

4	新聞記事（朝日新聞）	写し	R2. 9. 23 朝日新聞	本件車両購入の経緯、貴賓車の利用実態、及び、他県の状況など
5	新聞記事（毎日新聞）	写し	R2. 10. 6 毎日新聞	同上
6	新聞記事（毎日新聞）	写し	R2. 10. 28 毎日新聞	本件車両購入の経緯、及び、この購入について村岡知事が「検討が十分でなかった」と述べていることなど
7	新聞記事（朝日新聞）	写し	R2. 12. 22 朝日新聞	本件車両購入に対する世論の反応など